

後見人の確認

譲渡誓約書における下記の内容において

飼養者（ ）が保護主、または団体と連絡ができない場合
責任をもってしかるべき場所へ連絡し

譲り受けた猫に対して責任をもって管理、またはあらたに飼養者になります

※飼養が難しい場合は、団体と共に、猫の居場所を責任をもって探します。その時は「保護主」となります。

10

想定外の事態が起き、飼養の困難な場合は速やかに相談します
また、飼い主を変更する場合は速やかに連絡します

年 月 日

ふりがな 氏名
住所 〒 都道 府県 市町 村
連絡先電話番号
LINE/Instagram
ふりがな 猫の名前

NPO動物愛護団体daisy_saijo

(市民活動支援センター登録ボランティア団体)

保護主／

担当者／

連絡先（LINE・Instagram・他）

緊急連絡先

西条市市民活動支援センター

〒793-0023愛媛県西条市明屋敷131番地2 SAIJO BASE 1 階

0897-53-2603